児童図書の新刊見本資料取扱要領

鳥取県立図書館

1 目的

この要領は、児童図書の新刊を見本資料として、市町村立図書館・学校図書館・家庭文庫等の資料選定に役立てるために必要な事項を定めるものとする。

2 新刊見本資料

児童を対象とした出版後1年以内の図書で、次に掲げる資料を除いた資料とする。

- ① 学習参考書、受験参考書及び問題集
- ② 漫画・コミック
- ③ コンピュータゲーム攻略本
- ④ キャラクターもの
- ⑤ 文学・絵本のシリーズものの2巻目以降
- ⑥ 復刊もの(新装版は除く)

3 利用対象者

- ① 市町村立図書館
- ② 学校図書館
- ③ 大学図書館
- ④ 家庭文庫·地域文庫
- ⑤ 幼稚園·保育所
- ⑥ その他、館長が必要と認める団体及び個人

4 利用方法

(1) 県立図書館での閲覧

児童図書選定用資料室で閲覧する。

- (2) 市町村立図書館等での閲覧
 - ① 貸出申込方法

ア 郵便、ファクシミリ又はメールで申込む。(小・中学校図書館、幼稚園、保育所は市町村立図書館を通じて申込む。)

イ インターネット(鳥取県立図書館相互貸借等申込専用ページ)で申込む。

② 期間

貸出期間は2週間とする。

③ 搬送方法

宅配便及び資料搬送車(業者委託)を利用する。ただし、返却は資料搬送車(業者委託)を利用する。 (小・中学校図書館、幼稚園、保育所は市町村立図書館を通じて貸出・返却をする。)

④ 取扱方法

個人貸出は不可とする。

附目

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。